

令和2年7月16日決定
令和2年11月19日改訂
令和2年12月10日改訂
令和3年1月22日改訂
令和3年3月5日改訂
令和3年9月15日改訂
令和4年11月16日改訂
令和5年3月3日改訂

柔道整復施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

公益社団法人 日本柔道整復師会
一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会

「柔道整復施術所（以下「施術所」という。）において提供する施術」（以下「施術」という。）においては、オミクロン株の特徴を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を参考とし、柔道整復術を実施するにあたって適切な感染症対策を行い施術所の環境を確保する。

1 施術所の対応

（1）基本的な姿勢

新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」（密閉・密集・密接）を避けることとされている。施術所は、3つの密をそれぞれ可能な限り回避することにより施術を実施する環境の確保に努めることとする。

また、休憩時間に入った時など、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすいので注意する必要がある。

* 「ゼロ密を目指そう！」（首相官邸/厚生労働省/内閣官房）を参照

[2022ゼロ密_A4縦 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

（2）施術所の環境の確保

- ① マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用については個人の判断に委ねることになったことから、個人の主体的な判断は尊重されるよう配慮すること。
- ② 患者には、施術を受ける場合、マスクを着用するよう求めることとするが、

着用を強制してはならない。

また、オミクロン株の特徴を踏まえ、正しいマスクの着用について施設内に掲示等を行い周知する。

*正しいマスクの着用方法等については、厚生労働省 HP「マスクの着用について」等を参照。

[マスクの着用について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

*「咳エチケットで感染拡大防止」を参照

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/cough_etiquette.pdf

- ③受付後、速やかに予診票の記載、体温測定を行い、患者の健康状態を確認する。
- ④発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする）がある場合など、施術を行うのに不相当と判断した場合は、患者に説明したうえで施術することはお断りし、体調が回復してから来院するようお願いする。
- ⑤仕事でも休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性があること、また、休憩室、更衣室での感染が疑われる事例が確認されていることから、施術所内では事務室や施術者・スタッフ控室での 3 密を避けるため、時間をずらす工夫をする。また、共用する物を減らし、集団で食事をする等については感染リスクが上がることを認識し、避けるように努める。
- ⑥患者の「密集」を避けるため、施術所の患者数の状況により予約制についても検討する。
- ⑦患者と職員が対面で話す際は、適切な距離（人と人が触れ合わない距離）を確保すること。
- ⑧施術所の各ベッドの間隔は適切な距離を確保すること。
- ⑨患者を施術した後は、頭部にタオルなど敷いた場合には、その都度交換し感染リスクを避けるよう努める。また、ベッドも含め機器などについても、次亜塩素酸水等により除菌するなどして施術を行う環境の確保に努める。
- ⑩オミクロン株の特徴を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気（拡大防止の効果的な換気（一人当たり 30 m³/時）温度や湿度の目安（18～28℃、40～70%））又はこまめに（1 時間に 2 回以上かつ 1 回 5 分以上）窓やドアを開けるなどして換気を行うことを徹底する。ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除く。また、換気に加えて CO2 測定装置の設置と常時モニター（1000ppm 以下）の設置を検討する。

なお、CO2 測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分になりやすい場所に設置する。また、HEPA フィルタ式の空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可能である。

- ⑪職員は、石鹸と流水による手洗いをこまめに行うか、または次亜塩素酸水等により除菌するよう努める。
- ⑫定期的に施術所内を次亜塩素酸水などで清拭するなどにより環境衛生に努める。特に、ベッド、椅子、ドアノブ、手摺、トイレなど患者が触れる箇所は、定期的かつこまめに清拭し環境衛生に努める。
- ⑬可能な限りキャッシュレス決済を導入する。
- ⑭トイレにおいては、ペーパータオルを使用し、共通のタオルは使用しない。
- ⑮鼻水や唾液のついたごみについては、ビニール袋に入れて密閉して縛るとともに、ごみを捨てた後には必ず石鹸と流水による手洗を行うこと。

(3) 柔道整復師等職員が感染源とならないための配慮

- ①職員は毎朝出勤前に体温を測定し、発熱等の症状がある場合には、職場に連絡し医療機関の受診や自身での検査を行うことなどを検討する。65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、病状が軽いまたは無症状の者は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能である。

管理者は、毎朝職員の体温測定と体調を確認し記録することとする。

なお、職員の体調等に異常を認められた場合には、その職員を出勤停止とする。

- ②過去に発熱が認められた場合には、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向になるまでは出勤を停止する。(インフルエンザ等が原因の発熱と診断された場合は各疾患の規定に従う) このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該職員の健康状態には留意する。
- ③ 職員に対しては、施術所内では品質の確かな、できれば不織布のマスクの着用を推奨するとともに、手洗い又は次亜塩素酸水等による手指の除菌を徹底して行う。
- ④職員休憩室なども十分な換気、休憩人数の制限、対面での食事や会話の自粛、入退室前後の手洗い、共用物品の定期的な消毒などを行い、職員間で感染が起こらないように努める。また、食事の際の、正面からの距離については適切な距離を確保する。
- ⑤新型コロナワクチンの接種は、新型コロナ感染症の発症に関し、重症化予防はもとより、発症の予防も期待できるので接種するよう努めること。
- ⑥職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、管理者は

保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行う。

- ⑦新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅待機期間を修了した職員が職場復帰するにあたっては、医療機関や保健所が発行する検査証明書等（療養証明書、検査陰性証明書等）求めない。
- ⑧使用した白衣はこまめに洗濯する。

(4) 職場における検査の更なる活用・徹底

(3) を徹底したうえで以下の点について積極的に取り組むこと。

- ①体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養することを徹底すること。
- ②出勤後に少しでも体調が悪い職員がいた場合や職員が発熱（平熱より高い体温、あるいは 37.5℃以上を目安とする）、せき、喉の痛みなど体調不良を訴えた場合、職員に対し速やかに医療機関への受診するよう勧奨すること。なお、医療機関への受診が困難な場合、抗原簡易キットを活用して検査を実施すること。また、その結果を健康フォローアップセンターに連絡することも可能である。

*厚生労働省「新型コロナウイルス感染症体調に異変を感じたら」を参照

[20220927 一般向けリーフレット体調に異変を感じたら（更新）（mhlw.go.jp）](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid19/00002220220927_00001.html)

*厚生労働省「オミクロン株の BA5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減について」を参照

[【事務連絡】オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について（mhlw.go.jp）](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid19/00002220221019_00001.html)

- ③抗原簡易キットでの検査をし、その結果が陽性であった場合、特に、高齢者、基礎疾患を有する者等重症化リスクが高い者には医療機関を受診し、医師にその結果を伝えること。それ以外の者で、症状が軽いなど、自宅療養を希望する場合は、速やかに健康フォローアップセンター等に登録するよう伝え、自宅等で療養させる。また、体調変化時には、速やかに健康フォローアップセンター等に連絡する、もしくは医療機関を受診するように伝える。
- ④抗原簡易キットを購入するにあたっては
 - ・連携医療機関を定めること
 - ・検体採取に関する注意点等を理解した職員管理下での自己検体採取をすること
 - ・国が承認した抗原簡易キットを用いること

* 令和 4 年 10 月 19 日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第 3 版)について」参照

[221019 職場における検査等の実施手順（第 3 版）について.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid19/00002220221019_00001.pdf)

* 厚生労働省新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キットの承認情報を参照

[新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット（OTC）の承認情報
\(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

(5) 寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止対策

冬期の寒冷な場面での感染防止対策については、以下のことに気を付けて防止対策を講じる。

①寒い環境でも換気を実施

○機械換気による常時換気を行う。

○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で換気を行う。（窓を少し開け、室温は20～25℃を目安とする。）

②乾燥する場面では、適度な保湿（湿度40%以上を目安とする。）

○換気しながら加湿するよう加湿器の使用も検討する。

○こまめな拭き掃除を実施する。

* 「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」（厚生労働省）を参考とする。

[冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

2 患者にお願いする事項

(1) 事前に患者に通知する事項

①以下のような患者については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、施術することはお断りし、体調が回復してから来院するよう説明する。

ア いわゆる風邪症状が持続している方

イ 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする）、咳、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、喉の痛み、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚異常、嗅覚異常などのある方

ウ 過去1週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする）のあった方

エ 5日以内に、同一世帯内で新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いがある者と接触歴がある者

オ 同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理

由として外出の制限をする必要はない。

- ②アからカに該当し症状が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）のある方は医療機関に相談するよう説明する。
- ③新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化しやすい高齢者、糖尿病・心血管系疾患・高血圧・慢性呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、施術を延期することも考慮する。

(2) 施術を行うにあたって、患者にお願いする事項

- ①マスクの着用については、個人の主体的な判断によるものとなったが、
施術を受けに施術所に来る場合は、患者にはマスクの着用をお願いする。
なお、マスクの着用を強制してはならない。
- ②入口等に次亜塩素酸水等を用意しておき、適宜、手指を除菌するようお願いする。
- ③非接触型体温計等で体温を実測することへの協力をお願いする。

*厚生労働省「屋外・屋内/子どものマスクの着用について」を参照

[マスクの着用について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

これらのことを踏まえ、従来の予診票に加えて下記のような項目をチェックすることも検討する。

1) 基礎疾患・免疫疾患がある

はい いいえ

「はい」と答えた方

下記の項目に当てはまるものにチェックを入れてください

- | | |
|----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 糖尿病 | <input type="checkbox"/> 心血管系疾患 |
| <input type="checkbox"/> 高血圧 | <input type="checkbox"/> 慢性呼吸器系疾患 |
| <input type="checkbox"/> 癌 | <input type="checkbox"/> ステロイド剤内服薬など長期投与 |
| <input type="checkbox"/> 透析 | <input type="checkbox"/> 免疫抑制剤服用 |
| <input type="checkbox"/> その他 () | |

2) 発熱がある。(平熱より高い体温、あるいは 37.5℃を目安とする。)

はい いいえ

3) 風邪に似た症状がある (咳や喉の痛みや関節の痛みなど)

はい いいえ

4) 強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある

はい いいえ

5) 味覚・嗅覚に異常がある

はい いいえ

6) 新型コロナウイルス感染者、またはその疑いがある者との接触がある

はい いいえ

7) COVID-19 感染症の検査を受けた、または陽性と診断されたことがある

はい いいえ